

社会福祉法人クローバー 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人クローバーの役員及び評議員、第三者委員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事長の勤務報酬)

第3条 理事長の報酬は別表4に定めるとおりとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事長以外の理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 理事長及び理事が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

4 第三者委員が理事会、評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会、評議員会が同一日に開催された場合は、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に

開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導
- 2 検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3

（出張旅費）

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（改正）

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、2012年12月08日制定の同規程を廃止し、2017年04月01日より適用する。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	内源泉徴収税額
理事会出席報酬	11,137円	1,137円
評議委員会出席報酬	5,568円	568円

注：源泉税額の変更に伴う報酬額の変更がありうる。

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	内源泉徴収税額
理事及び評議員業務報酬等	11,137円	1,137円
監事監査指導報酬等	11,137円	1,137円
第三者委員業務報酬	11,137円	1,137円

注：源泉税額の変更に伴う報酬額の変更がありうる。

別表 3

名 称	報 酬	内源泉徴収税額
旅費	実 費	
宿泊費 (1泊上限)	20,000円	
業務報酬	11,137円	1,137円
その他	実 費	

注：源泉税額の変更に伴う報酬額の変更がありうる。

別表 4 (月額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	200,000円
その他	実 費